

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

令和4年(2022年)

目 次

| | | |
|-----------|---|----|
| 議案第 87 号 | 令和 4 年度鎌倉市一般会計予算 | 5 |
| 議案第 88 号 | 令和 4 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別 会計予算 | 21 |
| 議案第 89 号 | 令和 4 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算 | 24 |
| 議案第 90 号 | 令和 4 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算 | 30 |
| 議案第 91 号 | 令和 4 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算 | 33 |
| 議案第 92 号 | 令和 4 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算 | 36 |
| 議案第 93 号 | 令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計予算 | 39 |
| 議案第 94 号 | 鎌倉市学校整備計画検討協議会条例の制定について | 44 |
| 議案第 95 号 | 鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について | 47 |
| 議案第 96 号 | 鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について | 49 |
| 議案第 97 号 | 鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について | 51 |
| 議案第 98 号 | 鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例の制定に ついて | 54 |
| 議案第 99 号 | 鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | 56 |
| 議案第 100 号 | 鎌倉市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について | 59 |
| 議案第 101 号 | 鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について | 61 |

議案第 87 号

令和 4 年度鎌倉市一般会計予算

令和 4 年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 67,160,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年(2022年)1月31日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|----------------|---------------|------------------|
| 5 市税 | | 千円 35,096,659 |
| | 5 市民税 | 17,546,174 |
| | 10 固定資産税 | 13,379,197 |
| | 15 軽自動車税 | 178,129 |
| | 20 市たばこ税 | 714,617 |
| | 30 都市計画税 | 3,278,542 |
| 10 地方譲与税 | | 316,510 |
| | 8 地方揮発油譲与税 | 73,000 |
| | 10 自動車重量譲与税 | 225,000 |
| | 20 森林環境譲与税 | 18,510 |
| 15 利子割交付金 | | 20,000 |
| | 5 利子割交付金 | 20,000 |
| 16 配当割交付金 | | 216,000 |
| | 5 配当割交付金 | 216,000 |
| 17 株式等譲渡所得割交付金 | | 230,000 |
| | 5 株式等譲渡所得割交付金 | 230,000 |
| 18 法人事業税交付金 | | 201,200 |
| | 5 法人事業税交付金 | 201,200 |
| 19 地方消費税交付金 | | 3,843,000 |
| | 5 地方消費税交付金 | 3,843,000 |
| 20 ゴルフ場利用税交付金 | | 23,000 |
| | 5 ゴルフ場利用税交付金 | 23,000 |
| 31 環境性能割交付金 | | 55,000 |
| | 5 環境性能割交付金 | 55,000 |
| 33 地方特例交付金 | | 150,000 |
| | 5 地方特例交付金 | 150,000 |

| 款 | 項 | 金額 |
|----|---------------|-----------|
| 35 | 地方交付税 | 33,000 |
| | 5 地方交付税 | 33,000 |
| 40 | 交通安全対策特別交付金 | 21,000 |
| | 5 交通安全対策特別交付金 | 21,000 |
| 45 | 分担金及び負担金 | 345,664 |
| | 5 負担金 | 345,664 |
| 50 | 使用料及び手数料 | 1,193,477 |
| | 5 使用料 | 423,732 |
| | 10 手数料 | 752,745 |
| | 15 証紙収入 | 17,000 |
| 55 | 国庫支出金 | 9,232,760 |
| | 5 国庫負担金 | 7,175,159 |
| | 10 国庫補助金 | 1,975,848 |
| | 15 委託金 | 81,753 |
| 60 | 県支出金 | 4,228,448 |
| | 5 県負担金 | 2,907,321 |
| | 10 県補助金 | 882,192 |
| | 15 委託金 | 438,935 |
| 65 | 財産収入 | 621,848 |
| | 5 財産運用収入 | 132,303 |
| | 10 財産売払収入 | 489,545 |
| 70 | 寄附金 | 1,819,223 |
| | 5 寄附金 | 1,819,223 |
| 75 | 繰入金 | 4,090,959 |
| | 5 基金繰入金 | 3,970,649 |
| | 10 他会計繰入金 | 120,310 |

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------|--------------|---------------|
| 80 繰越金 | | 千円 600,000 |
| | 5 繰越金 | 600,000 |
| 85 諸収入 | | 1,242,352 |
| | 5 延滞金加算金及び過料 | 65,001 |
| | 10 市預金利子 | 50 |
| | 15 貸付金元利収入 | 347,100 |
| | 25 雑入 | 830,201 |
| 90 市債 | | 3,579,900 |
| | 5 市債 | 3,579,900 |
| | 歳 入 合 計 | 67,160,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|----|--------------|------------|
| 5 | 議会費 | 424,165 |
| | 5 議会費 | 424,165 |
| 10 | 総務費 | 8,311,792 |
| | 5 総務管理費 | 6,805,934 |
| | 10 徴税費 | 713,953 |
| | 15 戸籍住民基本台帳費 | 539,255 |
| | 20 選挙費 | 176,519 |
| | 25 統計調査費 | 19,187 |
| | 30 監査委員費 | 56,944 |
| 15 | 民生費 | 26,963,699 |
| | 5 社会福祉費 | 13,207,587 |
| | 10 児童福祉費 | 11,588,170 |
| | 15 生活保護費 | 2,166,307 |
| | 20 災害救助費 | 1,635 |
| 20 | 衛生費 | 5,914,096 |
| | 5 保健衛生費 | 1,748,841 |
| | 10 清掃費 | 3,885,062 |
| | 15 環境対策費 | 280,193 |
| 25 | 労働費 | 89,866 |
| | 5 労働諸費 | 89,866 |
| 30 | 農林水産業費 | 152,458 |
| | 5 農業水産業費 | 152,458 |
| 35 | 商工費 | 714,620 |
| | 5 商工費 | 714,620 |
| 40 | 観光費 | 732,399 |
| | 5 観光費 | 732,399 |

| 款 | 項 | 金 額 |
|----|------------|------------|
| 45 | 土木費 | 7,917,467 |
| | 5 土木管理費 | 1,484,897 |
| | 10 道路橋りょう費 | 1,172,457 |
| | 15 河川費 | 190,734 |
| | 20 都市計画費 | 4,695,112 |
| | 25 住宅費 | 374,267 |
| 50 | 消防費 | 2,665,624 |
| | 5 消防費 | 2,665,624 |
| 55 | 教育費 | 9,139,570 |
| | 5 教育総務費 | 2,328,036 |
| | 10 小学校費 | 3,043,872 |
| | 15 中学校費 | 1,562,278 |
| | 20 社会教育費 | 1,890,712 |
| | 25 保健体育費 | 314,672 |
| 60 | 公債費 | 4,070,649 |
| | 5 公債費 | 4,070,649 |
| 65 | 諸支出金 | 13,595 |
| | 5 土地開発公社費 | 13,595 |
| 70 | 予備費 | 50,000 |
| | 5 予備費 | 50,000 |
| | 歳 出 合 計 | 67,160,000 |

第2表 継続費

| 款 | 項 | 事業名 | 総額 | 年度 | 年割額 |
|--------|----------|---------------|--------|----|--------|
| | | | 千円 | | 千円 |
| 45 土木費 | 20 都市計画費 | インクルーシブ公園改修事業 | 90,200 | 4 | 36,080 |
| | | | | 5 | 54,120 |

第3表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|--------------------|--------|
| | | 千円 |
| 議会だより印刷業務事業費 | 令和5年度まで | 819 |
| 議会だより配布業務委託事業費 | 令和5年度まで | 616 |
| 本会議録作成業務委託事業費 | 令和5年度まで | 317 |
| 常任委員会等会議録作成業務委託事業費 | 令和5年度まで | 594 |
| 広報かまくら制作業務委託事業費 | 令和5年度まで | 2,861 |
| 広報かまくら配布業務委託事業費 | 令和5年度まで | 2,860 |
| メール便運搬事業費 | 令和5年度まで | 248 |
| 公共施設再編計画改訂支援業務委託事業費 | 令和4年度から 令和5年度まで | 5,918 |
| 新庁舎等整備基本設計発注支援業務・基本設計段階支援業務及びDBM事業者選定支援業務委託事業費 | 令和4年度から 令和7年度まで | 92,400 |
| 現在地利活用基本計画策定支援及び事業手法検討支援業務委託事業費 | 令和4年度から 令和5年度まで | 35,684 |
| 課税データ入力業務委託事業費 | 令和4年度から 令和5年度まで | 2,046 |
| OA機器操作等に関する労働者派遣事業費 | 令和5年度まで | 2,949 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------------------|--------------------|-------|
| | | 千円 |
| 投票所警備委託事業費 | 令和4年度から 令和5年度まで | 963 |
| 公営ポスター掲示板 設置撤去委託事業費 | 令和4年度から 令和5年度まで | 8,263 |
| 選挙公報各戸 配布業務委託事業費 | 令和4年度から 令和5年度まで | 2,452 |
| 投票所機材搬入・ 撤去業務委託事業費 | 令和4年度から 令和5年度まで | 2,310 |
| 投票事務従事者 派遣業務委託事業費 | 令和4年度から 令和5年度まで | 6,994 |
| 投票管理システム 運用支援業務委託事業費 | 令和4年度から 令和5年度まで | 1,721 |
| 選挙人名簿システム 運用支援業務委託事業費 | 令和4年度から 令和5年度まで | 1,518 |
| ポスター掲示板 作成等委託事業費 | 令和4年度から 令和5年度まで | 4,339 |
| 開票集計システム 運用支援業務委託事業費 | 令和4年度から 令和5年度まで | 176 |
| 二階堂在宅福祉 サービスセンター清掃 業務事業費 | 令和5年度まで | 474 |
| 台在宅福祉 サービスセンター総合管理 業務事業費 | 令和5年度まで | 2,792 |
| つどいの広場事業実施 業務委託事業費（腰越） | 令和5年度まで | 634 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------------------|---------|-------------|
| 御成町在宅福祉サービスセンター総合管理業務委託事業費 | 令和5年度まで | 千円 1,183 |
| 公立保育園用務・軽作業業務委託事業費 | 令和5年度まで | 2,495 |
| 公立保育園布団乾燥・消毒業務委託事業費 | 令和5年度まで | 382 |
| 公立保育園清掃業務事業費 | 令和5年度まで | 3,494 |
| 腸内細菌培養検査事業費 | 令和5年度まで | 168 |
| 予防接種データ入力業務委託事業費 | 令和5年度まで | 259 |
| 看護師派遣委託事業費 | 令和5年度まで | 803 |
| 助産師派遣委託事業費 | 令和5年度まで | 693 |
| 指定収集袋作成費業務委託事業費 | 令和5年度まで | 23,529 |
| 使用済食用油収集業務委託事業費 | 令和5年度まで | 175 |
| 使用済小型電子機器等資源化処理業務委託事業費 | 令和5年度まで | 2,145 |
| 産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬業務委託（本庁舎等）事業費 | 令和5年度まで | 251 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|--------------------------|-----------|
| 産業廃棄物（不燃物類） 収集運搬処理業務委託 （本庁舎等）事業費 | 令和 5 年度 まで | 千円 377 |
| 都市計画変更図書等 作成支援業務委託事業費 | 令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで | 6,412 |
| 中継施設整備発注 支援等業務委託事業費 | 令和 4 年度 から 令和 6 年度 まで | 40,160 |
| 事業系ごみ資源化 処理業務委託事業費 | 令和 9 年度 まで | 1,321,760 |
| 名越クリーンセンター 粗大ごみ等処理費 業務委託事業費 | 令和 5 年度 まで | 7,272 |
| 名越クリーンセンター 粗大ごみ収集運搬費 業務委託事業費 | 令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで | 31,557 |
| 今泉クリーンセンター 粗大ごみ収集運搬費 業務委託事業費 | 令和 4 年度 から 令和 5 年度 まで | 13,882 |
| 笛田リサイクルセンター 清掃業務委託事業費 | 令和 5 年度 まで | 555 |
| 路上喫煙防止巡回啓発等 業務委託事業費 | 令和 5 年度 まで | 2,319 |
| 鎌倉駅道路管理施設 清掃等業務委託事業費 | 令和 5 年度 まで | 235 |
| 大船駅道路管理施設 清掃業務委託事業費 | 令和 5 年度 まで | 1,056 |
| 大船駅管理施設警備監視 業務委託事業費 | 令和 5 年度 まで | 4,935 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------------------|--------------------|---------|
| 北鎌倉隧道の通行禁止に伴う歩行者誘導業務委託事業費 | 令和5年度まで | 3,701 |
| LED街路照明灯賃借料 (令和4年度設定分) | 令和14年度まで | 99,614 |
| 道路側溝等浚渫汚泥運搬業務委託事業費 | 令和5年度まで | 372 |
| 道路側溝等浚渫汚泥処分業務委託事業費 | 令和5年度まで | 1,188 |
| 下水道管路施設等包括的民間委託事業費 | 令和7年度まで | 37,164 |
| 村岡新駅(仮称)詳細設計負担金 | 令和5年度まで | 137,775 |
| 村岡新駅(仮称)詳細設計監理業務負担金 | 令和4年度から 令和5年度まで | 9,100 |
| 鎌倉市市街化区域及び市街化調整区域の見直し等検討業務委託事業費 | 令和4年度から 令和5年度まで | 13,860 |
| 放置自転車等防止対策業務委託事業費 | 令和5年度まで | 12,868 |
| 鎌倉海浜公園由比ガ浜地区事務所賃借料 | 令和9年度まで | 34,073 |
| 笛田公園更衣室賃借料 | 令和9年度まで | 11,942 |
| 産業廃棄物(廃プラスチック類)収集運搬業務委託(小中学校等)事業費 | 令和5年度まで | 251 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------------------|--------------------|---------|
| | | 千円 |
| 産業廃棄物(不燃物類)収集運搬処理業務委託(小中学校等)事業費 | 令和5年度まで | 587 |
| 学校清掃用具賃借料 | 令和5年度まで | 257 |
| 小学校給食調理等委託事業費(第一小学校・腰越小学校) | 令和4年度から 令和7年度まで | 172,860 |
| 小学校給食調理等委託事業費(西鎌倉小学校・玉縄小学校) | 令和4年度から 令和7年度まで | 171,721 |
| 学校給食残さ収集運搬業務委託事業費 | 令和5年度まで | 858 |
| 学校給食残さ資源化業務委託事業費 | 令和5年度まで | 384 |
| 給食用小荷物専用費昇降機点検事業費 | 令和5年度まで | 281 |
| 学校自家用電気工作物点検事業費 | 令和5年度まで | 1,198 |
| 学校第一種特定製品点検事業費 | 令和5年度まで | 1,575 |
| 学校トイレ清掃業務委託事業費 | 令和5年度まで | 2,853 |
| 学校漏水調査業務委託事業費 | 令和5年度まで | 588 |
| 史跡永福寺跡維持管理業務委託事業費 | 令和5年度まで | 3,355 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|--------------------|-------------|
| 鎌倉・玉縄青少年会館清掃 業務委託事業費 | 令和5年度まで | 千円 1,320 |
| 中央図書館等巡回 業務委託事業費 | 令和5年度まで | 1,073 |
| 鎌倉国宝館空調設備自動制 御機器保守点検委託事業費 | 令和5年度まで | 319 |
| 文学館大規模修繕事業費 | 令和6年度まで | 92,845 |
| 海浜公園プール管理及び 監視等業務委託事業費 | 令和5年度まで | 28,000 |
| 鎌倉市土地開発公社の資金 借入れに伴う金融機関等 に対する債務保証 (令和4年度設定分) | 令和4年度から 令和5年度まで | 3,426,075 |

第4表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------------|--------------|--|---|--|
| 文化施設整備事業費 | 千円 22,800 | 普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。 | 4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。 |
| 本庁舎等施設整備事業費 | 63,700 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 社会福祉施設整備事業費 | 227,100 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 清掃施設整備事業費 | 2,800 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 道路整備事業費 | 679,900 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 都市計画事業費 | 39,000 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 防災対策事業費 | 56,500 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 公営住宅建設事業債 | 89,800 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 消防施設整備事業費 | 112,700 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 義務教育施設整備事業費 | 2,101,000 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 社会教育施設整備事業費 | 79,900 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 史跡保存事業費 | 104,700 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 合計 | 3,579,900 | | | |

議案第 88 号

令和 4 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口
市街地再開発事業特別会計予算

令和 4 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 (2022 年) 1 月 31 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|----|----------|--------|
| 5 | 使用料及び手数料 | 6,966 |
| | 5 使用料 | 6,966 |
| 10 | 繰入金 | 12,434 |
| | 5 他会計繰入金 | 12,434 |
| 15 | 繰越金 | 1,000 |
| | 5 繰越金 | 1,000 |
| | 歳 入 合 計 | 20,400 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|-------|--------------|
| 5 事業費 | | 千円 19,400 |
| | 5 事業費 | 19,400 |
| 15 予備費 | | 1,000 |
| | 5 予備費 | 1,000 |
| 歳 出 合 計 | | 20,400 |

議案第 89 号

令和 4 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

令和 4 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,798,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年（2022年）1月31日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|----|------------|------------|
| 5 | 国民健康保険料 | 3,843,292 |
| | 5 国民健康保険料 | 3,843,292 |
| 10 | 一部負担金 | 4 |
| | 5 一部負担金 | 4 |
| 20 | 国庫支出金 | 53 |
| | 10 国庫補助金 | 53 |
| 25 | 療養給付費交付金 | 1 |
| | 5 療養給付費交付金 | 1 |
| 30 | 県支出金 | 11,393,544 |
| | 3 県負担金・補助金 | 11,393,544 |
| 38 | 財産収入 | 10 |
| | 5 財産運用収入 | 10 |
| 40 | 繰入金 | 1,532,928 |
| | 5 他会計繰入金 | 1,369,111 |
| | 10 運営基金繰入金 | 163,817 |
| 45 | 繰越金 | 2,000 |
| | 5 繰越金 | 2,000 |
| 50 | 諸収入 | 26,668 |
| | 5 延滞金及び過料 | 13,033 |
| | 10 雑入 | 13,635 |
| | 歳 入 合 計 | 16,798,500 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------------|----------------|---------------|
| 5 総務費 | | 千円 253,882 |
| | 5 総務管理費 | 178,736 |
| | 10 徴収費 | 74,499 |
| | 15 運営協議会費 | 647 |
| 10 保険給付費 | | 11,231,067 |
| | 5 療養諸費 | 9,774,552 |
| | 10 高額療養費 | 1,391,689 |
| | 15 移送費 | 300 |
| | 20 出産育児諸費 | 50,426 |
| | 25 葬祭諸費 | 12,500 |
| | 30 傷病手当諸費 | 1,600 |
| 11 国民健康保険事業費納付金 | | 5,113,977 |
| | 5 医療給付費分 | 3,364,238 |
| | 10 後期高齢者支援金等分 | 1,211,831 |
| | 15 介護納付金分 | 537,908 |
| 20 共同事業拠出金 | | 3 |
| | 5 共同事業拠出金 | 3 |
| 25 保健事業費 | | 168,900 |
| | 3 特定健康診査等事業費 | 158,924 |
| | 5 保健事業費 | 9,976 |
| 27 基金積立金 | | 10 |
| | 5 基金積立金 | 10 |
| 30 諸支出金 | | 20,661 |
| | 5 償還金利子及び還付加算金 | 20,661 |
| 35 予備費 | | 10,000 |
| | 5 予備費 | 10,000 |

| 款 | 項 | 金 額 |
|---|---------|------------|
| | | 千円 |
| | 歳 出 合 計 | 16,798,500 |

第2表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|---------------|-----------|
| 特 定 保 健 指 導 (動 機 付 け 支 援) 業 務 委 託 事 業 費 | 令 和 5 年 度 ま で | 千円 792 |
| 特 定 保 健 指 導 (積 極 的 支 援) 業 務 委 託 事 業 費 | 令 和 5 年 度 ま で | 430 |

議案第 90 号

令和 4 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 4 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 216,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 (2022 年) 1 月 31 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------|----------|---------------|
| 5 繰入金 | | 千円 216,000 |
| | 5 他会計繰入金 | 216,000 |
| | 歳 入 合 計 | 216,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------|---------|---------------|
| 10 公債費 | | 千円 216,000 |
| | 5 公債費 | 216,000 |
| | 歳 出 合 計 | 216,000 |

議案第 91 号

令和 4 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

令和 4 年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,323,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 (2022 年) 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|--------------|------------|
| 5 介護保険料 | | 3,502,057 |
| | 5 介護保険料 | 3,502,057 |
| 15 国庫支出金 | | 4,445,010 |
| | 5 国庫負担金 | 3,114,450 |
| | 10 国庫補助金 | 1,330,560 |
| 20 県支出金 | | 2,605,193 |
| | 5 県負担金 | 2,467,458 |
| | 15 県補助金 | 137,735 |
| 25 支払基金交付金 | | 4,797,368 |
| | 5 支払基金交付金 | 4,797,368 |
| 30 財産収入 | | 98 |
| | 5 財産運用収入 | 98 |
| 35 寄附金 | | 1 |
| | 5 寄附金 | 1 |
| 40 繰入金 | | 2,962,663 |
| | 5 一般会計繰入金 | 2,765,700 |
| | 10 基金繰入金 | 196,963 |
| 45 繰越金 | | 11,195 |
| | 5 繰越金 | 11,195 |
| 50 諸収入 | | 15 |
| | 5 延滞金加算金及び過料 | 2 |
| | 15 雑入 | 13 |
| | 歳 入 合 計 | 18,323,600 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|----|--------------|------------|
| 5 | 総務費 | 361,630 |
| | 5 総務管理費 | 361,630 |
| 10 | 保険給付費 | 17,175,098 |
| | 5 介護サービス等諸費 | 17,175,098 |
| 12 | 地域支援事業費 | 647,263 |
| | 5 地域支援事業費 | 647,263 |
| 25 | 基金積立金 | 9,898 |
| | 5 基金積立金 | 9,898 |
| 30 | 諸支出金 | 129,511 |
| | 5 償還金及び還付加算金 | 10,201 |
| | 10 繰出金 | 119,310 |
| 35 | 予備費 | 200 |
| | 5 予備費 | 200 |
| | 歳 出 合 計 | 18,323,600 |

議案第 92 号

令和 4 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 4 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,219,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 (2022 年) 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|----|---------------|-----------|
| | | 千円 |
| 5 | 後期高齢者医療保険料 | 3,732,468 |
| | 5 後期高齢者医療保険料 | 3,732,468 |
| 10 | 繰入金 | 2,458,631 |
| | 5 一般会計繰入金 | 2,458,631 |
| 15 | 繰越金 | 2,000 |
| | 5 繰越金 | 2,000 |
| 20 | 諸収入 | 26,001 |
| | 5 延滞金、加算金及び過料 | 501 |
| | 10 償還金及び還付加算金 | 11,500 |
| | 15 雑入 | 14,000 |
| | 歳 入 合 計 | 6,219,100 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|--------------|--------------|
| 5 総務費 | | 千円 93,132 |
| | 5 総務管理費 | 93,132 |
| 10 広域連合納付金 | | 6,110,968 |
| | 5 広域連合納付金 | 6,110,968 |
| 15 諸支出金 | | 13,000 |
| | 5 償還金及び還付加算金 | 12,000 |
| | 10 繰出金 | 1,000 |
| 20 予備費 | | 2,000 |
| | 5 予備費 | 2,000 |
| 歳 出 合 計 | | 6,219,100 |

令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | |
|---|-----------|---------------------------|
| 1 | 排水区域面積 | 2,417 ha |
| 2 | 年間総処理水量 | 21,241,513 m ³ |
| 3 | 一日平均処理水量 | 58,196 m ³ |
| 4 | 主要な建設改良費 | |
| | (1) 管渠事業費 | 177,144 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | | |
|-------|---------|--------------|
| 第 1 款 | 下水道事業収益 | 7,842,309 千円 |
| 第 1 項 | 営業収益 | 3,084,690 千円 |
| 第 2 項 | 営業外収益 | 4,757,619 千円 |

支 出

| | | |
|-------|---------|--------------|
| 第 1 款 | 下水道事業費用 | 6,953,251 千円 |
| 第 1 項 | 営業費用 | 6,365,631 千円 |
| 第 2 項 | 営業外費用 | 582,620 千円 |
| 第 3 項 | 予備費 | 5,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額984,952千円は、当年度分損益勘定留保資金131,194千円、繰越利益剰余金処分別451,386千円及び当年度利益剰余金処分別402,372千円で補填するものとする。)

収 入

| | |
|--------------|--------------|
| 第1款 資本的収入 | 2,483,440 千円 |
| 第1項 企業債 | 824,100 千円 |
| 第2項 他会計補助金 | 1,649,295 千円 |
| 第3項 分担金及び負担金 | 6,425 千円 |
| 第4項 長期貸付金償還金 | 3,620 千円 |

支 出

| | |
|------------|--------------|
| 第1款 資本的支出 | 3,468,392 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 293,532 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 3,170,390 千円 |
| 第3項 長期貸付金 | 4,470 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------|--------------------|---------------|
| 下水道管路施設等 包括的民間委託事業費 | 令和7年度まで | 千円 683,655 |
| ポンプ場し渣処理処分 業務委託事業費 | 令和5年度まで | 83 |
| ポンプ場浚渫及び沈砂搬出 業務委託事業費 | 令和5年度まで | 704 |
| 山崎浄化センターし渣処理 処分業務委託事業費 | 令和5年度まで | 275 |
| 浄化センター水質分析事業費 | 令和5年度まで | 398 |
| 消費税及び地方消費税確定 申告書作成等業務委託事業費 | 令和4年度から 令和5年度まで | 1,386 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------|---------------|--|---|--|
| 下水道事業費 | 千円 824,100 | 普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。 | 4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れられる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行って後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 372,189 千円

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金451,386千円及び当年度利益剰余金のうち402,372千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 853,758 千円

令和4年(2022年)1月31日提出

鎌倉市長 松尾 崇

議案第 94 号

鎌倉市学校整備計画検討協議会
条例の制定について

鎌倉市学校整備計画検討協議会条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

市立小中学校の計画的整備の実現のため、鎌倉市学校整備計画の策定に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市学校整備計画検討協議会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

鎌倉市学校整備計画検討協議会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、市立小学校及び市立中学校の計画的整備の実現のため、鎌倉市学校整備計画の策定に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市学校整備計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内に居住する未就学児の保護者
- (2) 市立小学校又は市立中学校の児童生徒の保護者
- (3) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (4) 市立小学校の校長が組織する団体が推薦する者及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者
- (5) 公共的団体の代表者

(任期)

第3条 委員の任期は、協議会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第4条 協議会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(秘密保持義務)

第5条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、協議会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失う。

議案第 95 号

鎌倉市個人情報保護条例の一部
を改正する条例の制定について

鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

引用する法律が廃止されることに伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例

鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第7号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改め、同条第10号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第3項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 96 号

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

非常勤職員の育児休業及び部分休業に係る取得要件を緩和するものである。

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第8条の2中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同条各号を削る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 97 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市にかいどう子どもの家「めだか」及び鎌倉市いなむらがさき子どもの家「いなほ」について、その管理運営に当たり、指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるとともに、公の施設における受益と負担の公平性や公正性の確保等のため、子どもの家利用料等を改正するものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

(子どもの家条例の一部改正)

第1条 鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「別表第2に掲げる子どもの家（以下「指定管理施設」という。）の管理に関する業務のうち、次に掲げる」を「次に掲げる子どもの家の管理に関する」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「指定管理施設」を「子どもの家」に改める。

第3条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「、指定管理施設にあつては」を削り、「又は」の次に「臨時に」を加え、同項を同条第2項とする。

第4条第1項第2号中「午前8時15分」を「午前8時」に改め、同条第2項中「指定管理施設以外の子どもの家にあつては市長が必要があると認めるときは、指定管理施設にあつては」を削り、同項第2号中「午前8時15分」を「午前8時」に改め、同条第3項中「指定管理施設にあつては、指定管理者が」を「指定管理者が特に」に改め、同条第4項中「指定管理施設以外の子どもの家にあつては市長が必要があると認めるときは、指定管理施設にあつては」を削る。

第6条第1項中「市長（指定管理施設にあつては、指定管理者とする。次項及び次条において同じ。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第8条第1項を削り、同条第2項中「指定管理施設」を「子どもの家」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、「その月分を毎月末」を「指定管理者が指定する日」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「及び第2項」及び「指定管理施設以外の子どもの家にあつては市長が別に定め、指定管理施設にあつては」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第10条中「指定管理施設以外の子どもの家にあつては市長が別に定める特別の事由があると認めるときは、指定管理施設にあつては指定管理者が」を「指定管理者は、」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条）

| 利用時間 | 利用料の上限額 | |
|------------------------------|--------------|--------------------|
| 1 第4条第1項に規定する利用時間 | 1人につき月額 | 6,000円 (3,000円) |
| 2 第4条第2項第1号の規定により延長した時間 | 1人につき日額 | 100円 (50円) |
| 3 第4条第2項第2号又は第3号の規定により延長した時間 | 1人につき日額 | 100円 (50円) |
| 4 第4条第3項の規定により延長した時間 | 1人につき、1時間当たり | 100円 (100円) |

備考

- 1 同一の世帯に属する2人以上の児童が子どもの家を利用する場合における2人目以降の児童の利用料の上限額については、（ ）内の額とする。
- 2 4の項に掲げる時間における1回ごとの利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

別表第3を削る。

第2条 鎌倉市子どもの家条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「6,000円」を「7,000円」に、「3,000円」を「3,500円」に改める。

第3条 鎌倉市子どもの家条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「7,000円」を「7,500円」に、「3,500円」を「3,750円」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から、第3条の規定は令和7年4月1日から施行する。

議案第 98 号

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部
を改正する条例の制定について

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

放課後子どもひろばにかいどう及び放課後子どもひろばいなむらがさきについて、その管理運営に当たり、指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例

鎌倉市放課後子どもひろば条例（平成29年7月条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条中「別表第2に掲げる子どもひろば（以下「指定管理施設」という。）の管理に関する業務のうち、次に掲げる」を「次に掲げる子どもひろばの管理に関する」に改め、同条第1号及び第2号中「指定管理施設」を「子どもひろば」に改める。

第4条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「、指定管理施設にあっては」を削り、同項を同条第2項とする。

第5条第2項中「指定管理施設以外の子どもひろばにあっては市長が必要があると認めるときは、指定管理施設にあっては」を削る。

第6条第2項中「指定管理施設以外の子どもひろばにあっては市長が特に必要があると認めるときは、指定管理施設にあっては」を削る。

第8条中「市長（指定管理施設にあっては指定管理者とする。）」を「指定管理者」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 99 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部
を改正する条例の制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険料の未就学児に係る被保険者均等割額の減額について規定するとともに、引用条項を整備するものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「第18条」の次に「及び第18条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、「及び法第75条の2第1項」を「並びに法第75条の2第1項」に改める。

第14条の5の2中「第18条」の次に「及び第18条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第18条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改め、同条中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第14条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額とする。

2 市長は、前項の規定により減額する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の4」とあるのは「第14条の5の5又は第14条の5の8」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、当該年度において、第18条の規定により基礎賦課額を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条又は第14条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、令第29条の7第5項第3号イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同号イからハマまでに定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

5 市長は、前項の規定により減額する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の4」とあるのは「第14条の5の5又は第14条の5の8」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条の3、第14条の5の2及び第18条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 100 号

鎌倉市消防団員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 1 月 31日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

消防団員の出動に対する対価を費用弁償から報酬へ変更し、年度ごとに支払う報酬とともに金額を引き上げ、その支給方法等について規定の整備を行うものである。

鎌倉市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

鎌倉市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（報酬）

第2条 団員には、年度ごとに別表第1に定める額の報酬（以下「年額報酬」という。）を支給する。

2 団員が火災、水災その他の災害又は訓練若しくは臨時の業務のために出動をしたときは、当該出動に対する報酬として別表第2に定める額の報酬（以下「出動報酬」という。）を支給する。

第3条を次のように改める。

（費用弁償）

第3条 団員が職務のため市外に旅行したときの旅費は、鎌倉市旅費支給条例（昭和26年3月条例第13号。以下「旅費支給条例」という。）別表第1の2号の者に支給する額により、旅費支給条例を準用してその費用を弁償する。

第4条第1項中「第2条の報酬年額」を「年額報酬」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 出動報酬は各4半期ごとにその期の末日の属する月の翌月に、前条の費用弁償は1月分を取りまとめ翌月に支給する。

別表第1中「79,800」を「94,200」に、「66,600」を「78,600」に、「51,600」を「60,600」に、「42,000」を「49,800」に、「36,600」を「43,200」に、「32,400」を「38,400」に、「31,200」を「36,600」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条）

| 区分 | 支給額 | |
|---------------------------|-----------------------------|-------------|
| | 火災、水災その他の災害による出動 （1日当たり） | 3時間未満の出動の場合 |
| 3時間以上の出動の場合 | | 8,000円 |
| 訓練又は臨時の業務による出動 （1日当たり） | | 3,500円 |

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 101 号

鎌倉市スポーツ施設条例の一部
を改正する条例の制定について

鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 1 月 31 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

公の施設における受益と負担の公平性や公正性の確保のため、鎌倉市スポーツ施設における利用料金等の一部を改正しようとするものである。

鎌倉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

(スポーツ施設条例の一部改正)

第1条 鎌倉市スポーツ施設条例(昭和31年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉体育館の部、大船体育館の部及び鎌倉武道館の部を次のように改める。

| | | | | | |
|-----------|-----------|------------------------------|--|--|----------------------------------|
| 鎌倉 体育館 | 個人利用 | 競技場 格技室 卓球室 会議室(運動) | 一般 1人1回 回数券(11回券) 小学生及び中学生 1人1回 回数券(11回券) | 200円 2,090円 100円 1,040円 | |
| | | トレーニング室 | 一般 1人1回(2時間以内) 回数券(11回券) | 200円 2,090円 | |
| | 団体利用 | 競技場 | 1回 | 2,090円 | |
| | | 格技室 卓球室 | 1回 | 1,250円 | |
| | | 会議室 | 1回 | 200円 | |
| | | 会議室(運動) | 1回 | 800円 | |
| | 大船 体育館 | 個人利用 | 競技場 格技室 会議室(運動) | 一般 1人1回 回数券(11回券) 小学生及び中学生 1人1回 回数券(11回券) | 200円 2,090円 100円 1,040円 |
| | | | 競技場 | 1回 | 2,090円 |
| 団体利用 | | 格技室 | 1回 | 1,250円 | |
| | | 会議室 | 1回 | 200円 | |
| | | 会議室(運動) | 1回 | 400円 | |
| | | 個人利用 | 剣道場 柔道場 弓道場 多目的室 会議室(運動) | 一般 1人1回 回数券(11回券) 小学生及び中学生 1人1回 回数券(11回券) | 200円 2,090円 100円 1,040円 |

| | | | |
|------|-------------------|----|--------|
| 団体利用 | 剣道場 柔道場 弓道場 | 1回 | 2,090円 |
| | 多目的室 | 1回 | 1,250円 |
| | 会議室 | 1回 | 200円 |
| | 会議室(運動) | 1回 | 800円 |

別表第1備考2を次のように改める。

2 1回とは、鎌倉体育館のトレーニング室を除き、第5条第1項に定める開場時間の開始時から2時間ごとに区分された時間の利用をいう。ただし、同条第2項の規定により開場時間を延長した場合の当該延長部分の時間にあつては、次に掲げる時間の利用をいう。

(1) 開場時間の開始時から午前9時までの時間

(2) 午後9時から開場時間の終了までの時間

別表第1備考に次のように加える。

3 会議室(運動)とは、会議室を運動競技、身体活動等(レクリエーションとして行われる身体活動、ウォーキングその他の軽度の身体活動を含む。)会議以外の目的で利用することをいう。

第2条 鎌倉市スポーツ施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第8条)

指定管理施設の利用料金の上限額

| 区分 | | 利用料金 | | |
|---------------|-----------|------------------------------|-----------|--------|
| 鎌倉 体育 館 | 個人利用 | 競技場 格技室 卓球室 会議室(運動) | 一般 | |
| | | | 市民 1人1回 | 300円 |
| | | | 回数券(11回券) | 3,000円 |
| | | | 市民以外 1人1回 | 600円 |
| | | | 回数券(11回券) | 6,000円 |
| | | | 小学生及び中学生 | |
| | | | 市民 1人1回 | 150円 |
| | | | 回数券(11回券) | 1,500円 |
| | 市民以外 1人1回 | 300円 | | |
| | 回数券(11回券) | 3,000円 | | |
| | トレーニング室 | 一般 | | |
| | | 市民 1人1回(2時間以内) | 300円 | |
| | | 回数券(11回券) | 3,000円 | |

| | | | | |
|-----------------|---------|-----------------------|-----------|--------|
| | | 市民以外 1人1回(2時間以内) | 600円 | |
| | | 回数券(11回券) | 6,000円 | |
| 団体利用 | 競技場(全面) | 利用者が20人以下 1回 | 2,200円 | |
| | | 利用者が21人以上50人以下 1回 | 3,100円 | |
| | | 利用者が51人以上 1回 | 4,000円 | |
| | | 大会等利用 1回 | 5,000円 | |
| | 競技場(半面) | 利用者が20人以下 1回 | 1,600円 | |
| | | 利用者が21人以上 1回 | 2,200円 | |
| | 格技室 | 利用者が20人以下 1回 | 1,300円 | |
| | | 利用者が21人以上 1回 | 1,800円 | |
| | 卓球室 | 利用者が20人以下 1回 | 1,250円 | |
| | | 利用者が21人以上 1回 | 1,600円 | |
| | 会議室 | 1回 | 300円 | |
| | 会議室(運動) | 1回 | 800円 | |
| | 全館貸切 | 1回 | 15,200円 | |
| 大 船 体 育 館 | 個人利用 | 競技場 格技室 会議室(運動) | 一般 | |
| | | | 市民 1人1回 | 300円 |
| | | | 回数券(11回券) | 3,000円 |
| | | | 市民以外 1人1回 | 600円 |
| | | | 回数券(11回券) | 6,000円 |
| | | | 小学生及び中学生 | |
| | | | 市民 1人1回 | 150円 |
| | | | 回数券(11回券) | 1,500円 |
| | | | 市民以外 1人1回 | 300円 |
| | | | 回数券(11回券) | 3,000円 |
| 団体利用 | 競技場(全面) | 利用者が20人以下 1回 | 2,200円 | |
| | | 利用者が21人以上50人以下 1回 | 3,100円 | |
| | | 利用者が51人以上 1回 | 4,000円 | |

| | | | | | | |
|------|--------------------|--------------------------------------|-----------------|--------------------|----------------------|--------|
| | | | 大会等利用 1回 | 5,000円 | | |
| | | 競技場（半面） | 利用者が20人以下 1回 | 1,600円 | | |
| | | | 利用者が21人以上 1回 | 2,200円 | | |
| | | 格技室 | 利用者が20人以下 1回 | 1,250円 | | |
| | | | 利用者が21人以上 1回 | 1,500円 | | |
| | | 会議室 | 1回 | 250円 | | |
| | | 会議室（運動） | 1回 | 400円 | | |
| | | 全館貸切 | 1回 | 6,900円 | | |
| 鎌倉道館 | 個人利用 | 剣道場 柔道場 弓道場 多目的室 会議室（運動） | 一般 | | | |
| | | | 市民 1人1回 | 300円 | | |
| | | | 回数券(11回券) | 3,000円 | | |
| | | | 市民以外 1人1回 | 600円 | | |
| | | | 回数券(11回券) | 6,000円 | | |
| | | | 小学生及び中学生 | | | |
| | | | 市民 1人1回 | 150円 | | |
| | | | 回数券(11回券) | 1,500円 | | |
| | | | 市民以外 1人1回 | 300円 | | |
| | | | 回数券(11回券) | 3,000円 | | |
| | | | 団体利用 | 剣道場（全面） 柔道場（全面） | 利用者が20人以下 1回 | 2,200円 |
| | | | | | 利用者が21人以上50人以下 1回 | 3,100円 |
| | | | | | 利用者が51人以上 1回 | 4,000円 |
| | | | | | 大会等利用 1回 | 5,000円 |
| | 剣道場（半面） 柔道場（半面） | 利用者が20人以下 1回 | 1,600円 | | | |
| | | 利用者が21人以上 1回 | 2,200円 | | | |
| | 弓道場 | 利用者が20人以下 1回 | 2,200円 | | | |
| | | 利用者が21人以上50人以下 1回 | 3,100円 | | | |
| | | 利用者が51人以上 1回 | 4,000円 | | | |

| | | | | |
|---------------------------------|------|-----------------|--|--|
| | | | 大会等利用 1回 | 5,000円 |
| | | 多目的室(全面) | 利用者が20人以下 1回 | 1,300円 |
| | | | 利用者が21人以上50人以下 1回 | 1,800円 |
| | | | 利用者が51人以上 1回 | 2,500円 |
| | | | 大会等利用 1回 | 3,000円 |
| | | 多目的室(半面) | 利用者が20人以下 1回 | 1,100円 |
| | | | 利用者が21人以上 1回 | 1,300円 |
| | | 会議室(全室) | 1回 | 300円 |
| | | 会議室(半室) | 1回 | 250円 |
| | | 会議室(運動) (全室) | 1回 | 800円 |
| | | 会議室(運動) (半室) | 1回 | 400円 |
| | | 全館貸切 | 1回 | 19,600円 |
| 見 田 記 念 体 育 館 | 個人利用 | 体育室 多目的室 | 一般 市民 1人1回 回数券(11回券) 市民以外 1人1回 回数券(11回券) 小学生及び中学生 市民 1人1回 回数券(11回券) 市民以外 1人1回 回数券(11回券) | 300円 3,000円 600円 6,000円 150円 1,500円 300円 3,000円 |
| | 団体利用 | 体育室(全面) | 利用者が20人以下 1回 利用者が21人以上50人以下 1回 利用者が51人以上 1回 | 1,300円 1,800円 2,500円 |
| | | 体育室(半面) | 利用者が20人以下 1回 利用者が21人以上 1回 | 900円 1,300円 |

| | | | | |
|-----|--|------|--|----------------|
| | | 多目的室 | 利用者が 20 人以下 1 回 | 1,250 円 |
| | | | 利用者が 21 人以上 1 回 | 1,400 円 |
| 駐車場 | | | 30 分以内の場合 1 台につき | 0 円 |
| | | | 30 分を超える場合 1 台最初の 30 分を超え 3 時間までにつき 1 台最初の 3 時間を超え る時間 1 時間までごと につき | 300 円 100 円 |

備考

- 1 一般とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。
- 2 1回とは、鎌倉体育館のトレーニング室を除き、第5条第1項に定める開場時間の開始時から2時間ごとに区分された時間の利用をいう。ただし、同条第2項の規定により開場時間を延長した場合の当該延長部分の時間にあつては、次に掲げる時間の利用をいう。
 - (1) 開場時間の開始時から午前9時までの時間
 - (2) 午後9時から開場時間の終了までの時間
- 3 会議室（運動）とは、会議室を運動競技、身体活動等（レクリエーションとして行われる身体活動、ウォーキングその他の軽度の身体活動を含む。）会議以外の目的で利用することをいう。
- 4 団体利用とは、市民（市内に住所を有する者又は市内に在勤し、若しくは在学する者をいう。次表において同じ。）を半数以上とする10名以上の団体であつて、指定管理者の登録を受けたもの又は指定管理者が適当と認めた団体が利用することをいう。
- 5 前項の団体利用に当たり、利用する団体の構成員でない個人が参加し、利用する場合は、当該個人について個人利用の利用料金を徴収する。ただし、大会等利用については、この限りでない。
- 6 大会等利用とは、スポーツの競技会又は練習会に使用するため、競技場等を貸し切って利用することをいう。
- 7 全館貸切とは、スポーツの競技会又は練習会に使用するため、体育館又は武道館の全体を貸し切って利用することをいう。
- 8 附帯設備の利用料金の上限額は、規則で定める。

別表第2（第15条）

海浜公園水泳プール等の使用料

| 区分 | | 使用料 | | |
|-----------|------|----------------|--------------|--------------|
| 海浜公園水泳プール | 市民 | 一般 小学生及び中学生 | 1人1回 1人1回 | 300円 150円 |
| | 市民以外 | 一般 小学生及び中学生 | 1人1回 1人1回 | 600円 300円 |

備考

- 1 別表第1備考1に同じ。
- 2 1回とは、第5条第1項第3号に定める開場時間における使用をいう。

別表第3（第18条の2）

スポーツ以外の目的による会議室の使用料

| 区分 | 使用料 | |
|--------------------|-----|------|
| 鎌倉体育館 鎌倉武道館全室使用 | 1回 | 300円 |
| 大船体育館 鎌倉武道館半室使用 | 1回 | 250円 |

備考 1回とは、第5条第1項に定める開場時間の開始時から2時間ごとに区分された時間における使用をいう。ただし、同条第2項の規定により開場時間を延長した場合の当該延長部分の時間にあつては、次に掲げる時間における使用をいう。

- (1) 開場時間の開始時から午前9時までの時間
- (2) 午後9時から開場時間の終了までの時間

付 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は令和4年4月1日から、第2条及び付則第3項の規定は令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の別表第1の規定は、令和4年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の別表第1から別表第3までの規定は、令和5年4月1日以後の利用又は使用に係る料金について適用し、同日前の利用又は使用に係る料金については、なお従前の例による。